

資料 1

令和4年6月3日（金）

第1回佐倉市子育て支援推進委員会

佐倉市子育て支援推進委員会について

令和4年6月3日 第1回佐倉市子育て支援推進委員会
佐倉市こども支援部こども政策課



1. 子育て支援推進委員会の位置づけ

～子ども・子育て支援法 抜粋～

(市町村における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2. 子育て支援推進委員会の役割

- 一 特定教育・保育施設(←保育園・認定こども園) の利用定員(保育できる園児数)の設定に関し、第31条第2項に規定する事項(←本委員会の意見を聴くこと)を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業(←小規模な保育事業等) の利用定員(保育できる園児数)の設定に関し、第43条第2項に規定する事項(←本委員会の意見を聴くこと)を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画(←佐倉市子ども・子育て支援事業計画) に関し、第61条第7項に規定する事項(←本委員会の意見を聴くこと)を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3. 子育て支援推進委員会の委員構成

- 一 学識経験者
- 二 医師又は歯科医師
- 三 民生委員・児童委員
- 四 主任児童委員
- 五 保育園、幼稚園又は認定こども園の園長
- 六 小学校又は中学校の校長
- 七 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- 八 市民
- 九 佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所の施設長

4. 具体的な議事内容例(R3年度)

- 第1回
 - ・令和3年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について
 - ・第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画における重点事業の実績報告について
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携について
 - ・南志津保育園の民営化について
- 第2回
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携に係る進捗状況報告
 - ・南志津保育園の民営化について
- 第3回
 - ・南志津保育園の民営化について
 - ・令和4年4月開園予定の保育施設について
 - ・令和4年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について
- 第4回
 - ・南志津保育園の民営化について